

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するため2016年に定款を制定し、諸規程を定め団体の運営を行っている。	定款			(1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については特定非営利活動促進法を遵守している。	(1) 定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること					(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。 (2) 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い財産を分別して管理・運営すること。		
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	定款に定めた事業運営に当たっては、組織及び運営に関する基本規程の中で諸規程遵守を定め、事業運営に当たっている。	基本規程			(1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。	(1) 基本規程	(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証書類の提出が必要	補足
		自己説明	証書類	調査員評価	調査員コメント			
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	会長1名（一般法人上の代表理事）、副会長2名、専務理事1名、常務理事5名（専務理事と合わせ業務執行理事）とし、必要に応じて専門部と専門委員会を置く。 現在、専門部3グループ、15専門委員会の体制を取っている。	役員名簿 組織図			(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者」
	(5) 組織運営等に必要な規程を整備すること【追加】	協会運営の基礎となる社員総会・理事会・事務局・各専門委員会等の規程を「定款」及び「基本規定」等において整備している。	定款 基本規程			(1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) その他各種規程	
	(6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】	定款第2章第12条の定めるところにより、年代別カテゴリーの規模・構成員等により社員の人数を定め、選定している。 社会人（大学1名を含む） 12名 U18（高専1名クラブ1名以上を含む） 11名 U15（クラブ1名以上を含む） 10名 U12 10名 障がい者 1名 ※ 人数は理事を含む	定款 役員名簿			(1) 評議員/社員の多様性を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	専務理事、事務局長、各委員会委員長(総務部を除く10)の計12名からなる特任理事会を奇数月の第2月曜日に実施し、各委員会の事業計画・検討事項を持ち寄り検討・調整する。 これを受けて翌週の第3月曜日に会長、副会長(2)、業務執行理事(5)及び監事(2)の計10名からなる通常理事会において各事業計画・決算等について検討し承認・決定する。	定款 基本規程 年間行事計画			(1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	「基本規定」及び「役員候補者選考規定」において、1期2年とし再任は妨げないが、役員の就任時の年齢が70歳未満に制限を設けている。	基本規程 役員候補者選考規程			(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限を設けている。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	「役員候補者の選考に関する規程」により、各カテゴリーから2名ずつ被選任者を含まない者を選考委員として推薦され、有識者1名を含め役員候補者選考委員とする。	役員候補者選考規程 役員候補者選考委員会議事録			(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選考委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選考委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。 【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】	<p>業務執行理事6名中、女性理事は2名（33%）であるが、役員（会長、副会長、業務執行理事、委員長、監事）20名中、女性役員は3名（15%）である。</p> <p>役員選出母体である代議員において女性の割合が、社会人では12名中3名、U18では11名中3名、U15では10名中4名、U12では10名中1名であり、全体では11/44（25%）となっている。</p> <p>今後の取り組みとして、実現可能な女性理事の目標割合を30%に設定し、女性割合を高めるために、U12カテゴリーを中心に人材育成や登用を積極的に進めていく。</p>	役員・代議員名簿			(1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要となる知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式（案）

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類			
<p>[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</p>	<p>(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】</p>	<p>会長就任挨拶に盛り込まれた目標を組織全体としての「中期目標」とし、各専門委員会において、それぞれの「中期目標」を策定し取りまとめ公表しおく予定である。</p>	<p>会報</p>	<p>(1) 中期目標を策定している。 (2) 中期目標を公表している。 (3) 目標策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>(1) 中期目標</p>	<p>(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）</p>
	<p>(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】</p>	<p>各カテゴリーの競技会・リーグ戦の運営やアンダーカテゴリーの育成活動および指導者・審判養成事業において、ボランティアを募り人材の発掘・育成に努めている。 定年退職者の活用として、裁定委員会・規律委員会の外部委員の委嘱、事務・経理実績から監事の委嘱、指導実績からコーチデベロッパーとしての講師など、適材適所に積極的に人材活用を行っている。</p>	<p>専門委員会組織表</p>	<p>(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画</p>	
	<p>(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】</p>	<p>各カテゴリーの競技会やアンダーカテゴリーの育成活動および指導者・審判養成事業等において、事業計画・予算書を各委員会で作成し、理事会の承認のもと各事業を実施し、決算書・証憑書類等を集約し、収支均衡となるよう事務局を中心に指導しながら財務運用の健全確保に努めている。</p>	<p>決算報告書 (部門別収益管理表)</p>	<p>(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>(1) 財務の健全性確保に関する計画</p>	<p>(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。</p>

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式（案）

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	役員に対しては年6回の理事会・年1回の社員総会時に研修への参加を促している。 今年度は、第5回理事会（1月開催）において理事研修を計画之中である。	年間事業計画書 年間事業報告書			(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役職員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	県全体で一堂に会しての一斉教育は出来ないが、各カテゴリーの県大会抽選会の折りに代表責任者・指導者等に研修資料を配布・説明し、各チームに持ち帰り周知を図っている。 クラブチームや社会人チームには、TeamJBAの一斉メールを用いて配信し周知を図っている。 県内実施の指導者講習会においては、コンプライアンス研修を盛り込むよう計画し実施している。また、本年度「実践！グッドコーチング」を購入し、啓発活動を行っている。	年間事業計画書 年間事業報告書			(1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	毎年4月に実施している全国審判長会議伝達講習会は、メール配信になっており、各職場等でコンプライアンス研修に参加するよう促している。 審判強化講習会や女性審判講習会等においては、普及・育成が急務でありコンプライアンス研修まで及んでいないのが実情である。	年間事業計画書 年間事業報告書			(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画	

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式（案）

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
【原則4】公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	業務委託している公認会計士事務所と連携し、基本規程に定められた財務委員会において、経理規定に則り適切に会計処理を行っている。 県協会が主催する各事業に対しても、予算書・決算書の提出を義務づけし適切な会計処理を求めている。 毎年4月には、監事による会計年度監査を実施し、5月の理事会・社員総会において会計報告とともに監査報告を行っている。 また、奇数月の年6回の通常理事会において、その間に実施された各事業の決算報告を審査・承認している。	定款 経理規定			(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考えられる理由を説明してください。 (2) 財務関連の規程	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	県スポーツ振興課からの国体関連補助金では、財務委員を説明会に派遣し、適切な申請と報告を行っている。また、中体連・高体連からの補助金では、各専門部長と連携し予算書を作成し適正に会計処理を行っている。	決算報告 (部門別損益管理表)			(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	財務委員会を中心として、各事業・大会等の会計責任者と連携し、予算立てから会計報告まで公正かつ適正に行えるよう指導体制ができています。 本年度からネットバンキングを導入し、旅費等の事務処理の簡略化と明確化を図る計画である。	特任理事会（各委員長会議）			(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築している。	(1) 専門家のサポート体制に関する資料	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家の人選を行うことが望まれる。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式（案）

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	県協会社員総会・理事会等にて、法令に基づく開示を行っている。 また、関係書類は5年間協会事務所に保管し、一般の閲覧に対応している。	定款 経理規定 予算書 決算書			(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	JBA確認後、ホームページに開示する。	PBA自己説明書			(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	(1) 審査基準に対応する書類	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図、役員・社員名簿、委員会名簿および組織運営に関する情報は、随時協会ホームページで公開している。 競技会情報や各種事業情報は、協会ホームページで掲載するとともに、協会公式フェイスブックでも可能な限り事業終了したい情報公開に努めている。	組織図 役員・社員名簿 委員会名簿 事業計画 事業報告書			(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式（案）

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証書類の提出が必要	補足
		自己説明	証書類	調査員評価	調査員コメント			
<p>[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	<p>(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】</p>	<p>県スポーツ協会の総会時に市町村協会が一堂に会するぐらしか機会が無いが、市町村協会主催事業において運営に協力すると共に情報交換・連携を図っている。コロナ禍においては市町村によって対応が異なり、事業を開催する際には特に連携が必要である。</p>				<p>(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。</p>	<p>(1) 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程 (2) 市区町村協会等との関係図 (3) 直近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等 (4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画</p>	<p>(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。 (2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。☑</p>

【ご提出いただく信憑書類】

- 定款
- 基本規程
- 役員選任に関する規程等
- 役員候補者選考委員会に関する規程等
- 役員候補者選定委員会名簿
- 役員候補者選定委員会の議事録
- 役員名簿
- 評議員/社員名簿
- 財務関連の規程
- 監事名簿
- 組織の中期目標
- 人材の発掘・育成・活用に関する計画
- 財務の健全性確保に関する計画
- 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画
- 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画
- 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画
- 専門家のサポート体制に関する資料（会計処理）
- 予算書
- 決算書
- 組織図
- 事業計画書
- 事業報告書
- 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程
- 市区町村協会等との関係図
- 直近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等
- 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画
- その他、必要だと判断される書類

【参考資料】

◆JBA 基本規程「第2章 組織」

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/kihonkitei-02_20190918.pdf

◆JBA 基本規程「第3章 所属団体」

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/kihonkitei-03_20190918.pdf

◆JBA 「役員候補者の選考に関する規程」

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/5-3_director3_20190918.pdf